

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から経済産業省令で定める期間内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

（パリ条約による優先権主張の手続）

第二条 パリ条約第四条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A(2)の規定により最初に出願をした者は、最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国（国名及び出願の年月日を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の出願人は、先の出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願の日から経済産業省令で定める期間内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

（第十一条第一項で準用する特許法第四十三条）

（第十五条规定による特許法第四十三条（同条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは、意匠登録出願と同時に、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、意匠登録出願の日から三月と読み替える））

（第六〇条の一〇第一項で適用しない特許法第四十三条）

（第六十条の十第二項で準用する特許法第四十三条第二項（同項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内」とあるのは、経済産業省令で定める期間内と読み替える））

（第十三条规定による特許法第四十三条第二項（同項中「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面」とあるのは、商標登録を受けようとする商標及び指定商品又は